

令和2年4月30日

生徒の皆さん  
保護者の皆様

高知県立佐川高等学校長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業の延長について（ご連絡）

全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大を鑑み、臨時休業期間を5月6日（水）までとしておりましたが、下記のとおり延長となりましたので、ご連絡します。

長期間の臨時休業となっており、保護者の皆様方にはご迷惑をおかけいたしますが、生徒の健康・安全を考えた取組にご理解をいただき、ご協力くださるようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間の延長について

令和2年5月7日（木）～5月8日（金）

2 臨時休業期間中の生活について

- (1) 臨時休業期間中に登校日は設けません。
- (2) 臨時休業期間中は、自宅学習期間とします。
- (3) 部活動は、5月10日（月）まで禁止します。
- (4) アルバイトについては、原則禁止します。（なお、どうしてもアルバイトをしなければならない場合は、事前に保護者の方より生徒指導部まで連絡をお願いします。）
- (5) 生徒の皆さんは、臨時休業の趣旨をよく理解し、不要不急の外出を極力控えるとともに特に県内でも感染が報告されている、3密（密閉、密集、密接）が重なる店舗等へは立入りをしないようにしてください。
- (6) 検温等の健康観察を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合には、無理をせず十分な休養をとってください。

3 学校再開について

学校再開は、5月11日（月）で、平常授業となります。

【なお、5月11日（月）以降の日程に変更がある場合は、5月7日（木）に改めてご連絡します】